

行政改革大綱実施計画書

大 綱 主 要 項 目		健全な財政運営				
具 体 的 な 項 目		計画的で効率的な行財政運営				
実 施 計 画 項 目		施策の「選択と集中」の徹底				
担 当 課		企画課		関係課		
No. VI-1-(1)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は数値目標	市債現在高の抑制	市債現在高の抑制	市債現在高の抑制	市債現在高の抑制	市債現在高の抑制
進捗状況	実績					
	効果又は数値実績					
現状の分析						
市税等の自主財源の大幅な伸びは期待できない一方、扶助費等制度上不可避の経費が増加する状況に加えて、国と地方の歳出削減を中心とする財政構造改革が進められている厳しい財政状況の中、少子高齢社会に適切に対応するための社会保障関係施策の展開や市民生活の向上を目指した社会資本の整備等が求められている。						
課 題						
厳しい財政状況が引き続き予想される中で、限りある財源の計画的かつ重点的な配分と経費の徹底した節減合理化を図っていく必要がある。						
課題解決に向けた方策						
行政評価システム等により、施策の優先順位を見極め、徹底した「選択と集中」に取り組み、合わせて国、県の交付金等財源確保を図るとともに、中長期的な財源の見通しを立て、効率的で健全な財政運営に努める。						
取組内容等						
・ 事務事業評価、施策評価及び市民行政評価結果の予算への反映 ・ 新規事業等の事前評価の実施 ・ 予算と行政経営方針（毎年度策定）の連携強化 ・ 後年度負担を考慮した市債発行の抑制						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		健全な財政運営				
具体的な項目		計画的で効率的な行財政運営				
実施計画項目		新地方公会計制度に基づく財務書類の整備と活用				
担当課		企画課		関係課		
No. VI-1-(2)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は数値目標	固定資産台帳の整備	統一基準による財務書類の作成準備	統一基準による財務書類の作成及び公表	統一基準による財務書類の作成及び公表	統一基準による財務書類の作成及び公表
進捗状況	実績					
	効果又は数値実績					
現状の分析						
本市においては、平成20年度決算から、「総務省方式改訂モデル」を採用し、普通会計に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成するとともに、公営企業会計などとの連結作業を行っている。 平成26年度には、新たに発生主義・複式簿記に基づく統一的な公会計基準が国から示され、平成29年度までに新基準に基づく財務書類の作成が求められている。						
課題						
統一的な公会計基準に対応するためには、基礎データとなる固定資産台帳を整備し、発生主義・複式簿記の導入に取り組む必要がある。また、各財務書類の数値を分析し、今後の財政運営の参考にしていくとともに、議会や市民に対し、分かり易く公表していく必要がある。						
課題解決に向けた方策						
土地や建物をはじめ、道路、上下水道などのインフラを含めた「固定資産台帳」の整備に、全庁的に取り組んでいく。 また、国から提供されるソフトを活用し、新たな公会計基準に対応していくとともに、各財務書類の分析結果を分かり易く公表していく。						
取組内容等						
・固定資産台帳の整備 ・国提供ソフトを活用した財務書類の作成 ・財務書類の分析による財政運営への活用 ・財務書類の公表						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		健全な財政運営				
具体的な項目		自主的・自立的な財政運営の確立				
実施計画項目		公共下水道事業・農業集落排水事業の地方公営企業法の適用				
担当課		下水道課		関係課		
No. VI-1-(3)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は数値目標	基本方針の決定	固定資産台帳の整備	固定資産台帳の整備	条例改正等の事務手続、電算システムの整備	条例改正等の事務手続、電算システムの整備
進捗状況	実績					
	効果又は数値実績					
現状の分析						
公共下水道事業においては、現在、地方公営企業法を適用していない特別会計として運用をしているが、平成27年1月の総務大臣通知により平成31年度までの5年間で同法を適用し公営企業会計に移行することが求められている。						
課題						
地方公営企業法の適用をするためには、下水道事業で整備した資産の評価（固定資産台帳の整備）、条例・規則等の整備や各種届出、財務会計システム・固定資産管理システムの整備が必要となる。						
課題解決に向けた方策						
地方公営企業法の適用に向けて、固定資産台帳の整備を始めとする移行事務のスケジュールを把握し、関係各課との協議を実施し地方公営企業法の適用に向けた準備を進める。						
取組内容等						
総務大臣通知による集中取組期間に移行するため、平成27年度に公共下水道事業法適化の基本方針を決定する。						
今後の取組方針等						